

個人番号カードの普及促進のための公的個人認証サービスを活用した先行事例の実現に向けた実証に係る請負仕様書への意見と回答

項番	仕様書ページ	仕様書記載内容	意見内容	回答
1	27	<p>(3) ケーブルテレビ等からの利用者認証サービスの提供検証</p> <p>昨年度は、テレビのセットトップボックス(以下「STB」という。)に外付けのカードリーダーを使ってテレビからの利用者認証サービスの有効性について検証を行ったところ、利用者の手元に近いリモコン操作に対する期待が高かった。加えて、更なる利便性向上に向けては、利用者の利益になる情報を提供する通知サービスへの期待が高い。そこで、本年度の実証では、昨年度の実証事業の発展、あるいは(1)(2)の課題検証と組み合わせる等により、テレビ等からの個人番号カードを使った効果的なユースケースの下、以下の検証を行うこと。</p>	<p>(1)仕様書の目的では、個人番号カードの使いやすさの観点から「テレビ、タブレット、スマートフォンでのアクセス手段の確保に向けた取組が必要」とあるが、仕様書の内容は、CATVによるものに限定されている。しかしながら、国民への網羅性を考えればCATVのみならず、地上波も対象とすべきである。また、ICT街づくり推進会議共通ID利活用WG及びSWGにおいて、示されている平成27年度公的個人認証サービスのイメージ例にもアクセス手段の多様化として「スマートTV」が示されているところ。</p> <p>(2)弊社が昨年度実施した通り、地上波においては個人番号カードとスマートテレビを活用した防災対応サービスや、今後の高齢社会を考えると見守りサービスなどが、公的個人認証サービス(個人番号カード)の1つのユースケースとして考えられる。これは、仕様書案の背景・目的にも記述されている「使いやすいユーザインターフェースとしての「テレビの活用」」にも合致するものである。</p> <p>(3)個人番号カードの利用という観点に着目した場合、特に個人番号カードとテレビとの連携、共通プラットフォームとJ-LISとの連携を検証することが必要である。</p> <p>(4)併せて、視聴している放送局によらず、サービスを利用できるようにするためには、チャンネル横断で利用可能な共通アプリが重要であり、チャンネル横断型アプリにおける個人番号カード情報の管理方法等について検証を行う必要がある。また避難誘導や見守り等への活用も重要な視点であり、そのために視聴履歴等の収集、蓄積などに関する管理手法なども検証を行う必要がある。</p>	<p>ご意見を踏まえ、3. 4検証項目中、(3)のケーブルテレビ等からの利用者認証サービスの提供検証の項にスマートテレビも追加いたします。</p>
2		<p>(1)健康保険資格のオンライン確認の検証</p> <p>本実証では、医療機関受診時における個人番号カードを活用してオンラインによる健康保険資格の即時確認の実現に向けて課題の解決策を検討する。</p>	<p>本件仕様書の検証項目には、健康保険資格確認、電子私書箱を活用したワンストップサービス、ケーブルテレビからのアクセスが挙げられているが、本年度は個人番号カードが配布される年であり、本実証成果を踏まえ広範囲にユースケースを検討できる環境を整備すべきであり、個々のユースケースで使えるようにするよりは、汎用的な使い方ができるような検証に取り組むべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、3. 4検証項目中、(1)の健康保険資格のオンライン確認の検証の項を利用者証明用電子証明書を活用した資格確認サービスの検証として、他の資格確認でも応用できるような検証を行うこととします。</p>
3	7	<p>(1)健康保険資格のオンライン確認の検証</p> <p>本実証では、医療機関受診時における個人番号カードを活用してオンラインによる健康保険資格の即時確認の実現に向けて課題の解決策を検討する。</p>	<p>健康保険資格のオンライン確認については、厚生労働省においても、オンライン資格確認に関する調査研究(※)がなされるようであり、重複した内容は避け、連携した調査研究を実施すべき。</p> <p>※ 医療保険制度における社会保障・税番号制度の活用に関する調査研究事業</p>	<p>ご意見を踏まえ、3. 4検証項目中、(1)の健康保険資格のオンライン確認の検証の項を利用者証明用電子証明書を活用した資格確認サービスの検証として、他の資格確認でも応用できるような検証を行うこととします。</p>
4	11	<p>(4)その他個人番号カードの普及に資する検証の提案</p> <p>その他、効果的な個人番号カードの普及促進に資するユースケースを提案し、当該サービス提供を行う上で共通認証プラットフォームが実装すべき機能、インターフェース仕様(通信方式、データ形式、接続方式)について検討すること。</p>	<p>高齢者等のIT弱者の方々にも個人番号カード(公的個人認証サービス)を活用した様々なサービスを簡便な操作で使っていただくことが重要であると考えます。よって、アクセシビリティ向上のため、昨年度実証したCATVのセットトップボックスに加えて、スマートテレビや国民の身近にあるコンビニ等に設置されたキオスク端末での実証が有効ではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、3. 4検証項目中、「(4)コンビニにおける個人番号カードの活用に向けた検証」の項を追加しました。</p>
5	11	<p>(4)その他個人番号カードの普及に資する検証の提案(略)</p> <p>加えて、「クレジット決済における本人確認」については、引き続き実用化に向けた検討をすること。</p>	<p>個人番号カード(公的個人認証サービス)を活用したクレジット決済について、昨年度は技術的な実証を実施した事が公表されている。今年度は様々なクレジットカード会社から公的個人認証サービスを利用していただけることを前提として更なる課題の洗い出し等を行うべきでないか。</p>	<p>ご指摘の点については、仕様書3. 4検証項目においてクレジット決済における本人確認について実現に向けた検討を行うとしており、具体的な検討の進め方については応札者において提案するものとしております。</p>

(意見招請用(H27.6.4~6.24))

個人番号カードの普及促進のための
公的個人認証サービスを活用した先行事例の
実現に向けた実証に係る請負 調達仕様書

総務省

目次

1	件名	1
2	背景・目的	1
3	実証内容	2
3.1	全体概要	2
3.2	前提条件	3
	(1) 共通認証プラットフォームの構築	3
	(2) 個人番号カードの要件	3
	(3) 公的個人認証サービスの要件	4
3.3	非機能要件	6
	(1) セキュリティ要件	6
	(2) 性能要件	6
	(3) 標準技術の採用	6
	(1) 拡張性要件	6
	(2) ログ管理	6
3.4	検証項目	7
	(1) 健康保険資格のオンライン確認の検証	7
	(2) 電子私書箱を活用したワンストップサービスの検証	8
	(3) ケーブルテレビ等からの利用者認証サービスの提供検証	10
	(4) その他個人番号カードの普及に資する検証の提案	11
3.5	実証要件	11
	(1) 実証フィールド	11
	(2) 実証期間	11
	(3) 参加主体	11
	(4) 実証体制	11
4	実証事業の進め方	12
	(1) 実施計画書の作成	12
	(2) 進捗管理	12
	(3) 協議会の開催	12
5	納入等	12
5.1	納入成果物	12
	(1) 実証の概要	12
	(2) 課題に対する解決方策及び期待される効果	13
	(3) 実証実験終了後の継続運用に向けた検討	13
5.2	納入期限	13
5.3	納入場所	13
6	入札者に求める要件	13
7	知的財産権等	13
8	その他	15

1 件名

個人番号カードの普及促進のための公的個人認証サービスを活用した先行事例の実現に向けた実証に係る請負調達仕様書

2 背景・目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）が平成25年5月に成立、公布され、本年10月から個人番号が国民に通知され、来年1月からは個人番号カードの交付が開始される。

また、この番号法とあわせて整備された「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下「公的個人認証法」という。）」の改正により、公的個人認証サービスに「利用者証明用電子証明書」の仕組みが創設されるとともに、署名検証者の範囲を拡大し、総務大臣が認定する民間事業者を追加した。これにより、従来のID・パスワード方式に変わる、インターネット上の新たなログイン手段として活用できるようになった。

総務省では、こうした背景を踏まえ、ICT街づくり推進会議の下で「共通ID利活用ワーキンググループ」、「共通ID利活用サブワーキンググループ」を開催し、放送・通信分野等における公的個人認証サービスの民間活用に向けた検討を行ってきた。具体的には、使いやすいユーザインターフェースとしての「テレビの活用」、着実な実行という観点から「可能な限り実用移行可能な環境下での実証」、公的個人認証サービスの利活用モデルの導出が行われた。ここでの検討を踏まえ、ユースケースの実証を行い、導入に当たっての関係者の「作業」と「コスト」の明確化、課題に対する解決策の検討を行ってきたところである。

個人番号カードの交付を目前に控えた本年度は、個人番号カードの普及を促進するため、国民のニーズに応えた具体的なサービスを国民の目に見える形で示していく必要がある旨、共通ID利活用サブワーキンググループ、ワーキンググループで指摘されているところである。

個人番号カードを活用する具体的なサービスとしては、昨年度の実証成果である「被保険者証の資格確認」「クレジット決済における本人確認」や「電子私書箱による引越一斉通知のワンストップサービス」などがあるが、いずれも実現に向けた課題が残されている。

したがって、本年度は、国民生活に密着したこうした個人番号カードの利活用例を実現するための更なる検討等を行い、個人番号カード普及に直結する成果を出していく必要がある。

また、個人番号カードの「使いやすさ」の観点も重要と考えられる。昨年度は、テレビからのアクセス手段の有効性について高齢者からの評価があったものの、更なる利便性の向上の指摘もあった。誰もが簡単に個人番号カードを使ったサービスを利用できるよう、テレビ、タブレット、スマートフォンでのア

クセス手段の確保に向けた取組も引き続き重要であり、2016年1月から始まる個人番号カード交付に向けて更なる利便性の向上とともに、実用化への加速化した取組が必要である。

これらの実現には各課題を解決するとともに、システムとルールの双方の整備といった視点も必要である。

昨年度の実証では、ユースケースにおいて、地方公共団体情報システム機構（以下「JLIS」という。）との間で「署名用電子証明書」等の有効性を確認する「共通認証プラットフォーム」の有効性を検証している。こうした業界共通の認証プラットフォームを実現するためには、関係者の運用ルールも必要である。

以上を踏まえ、本実証では、昨年度の実証成果を踏まえ、個人番号カードの公的個人認証サービスを活用するサービスを実現するための課題解決策の検討、必要な仕様やルール等の整備を図り、個人番号カードの普及を促進する。

3 実証内容

本実証は、昨年度の実証成果を踏まえ、公的個人認証サービスを活用した、「健康保険資格のオンライン確認」、「電子私書箱を活用したワンストップサービス」及び「ケーブルテレビ等による利用者認証」等、国民に広く影響力のあるユースケースを先行事例として実現をめざし、本実証を通じて、技術面、運用面、ルール面での課題解決策を明らかにする。

3.1 全体概要

本実証において構築する基本的なシステム構成イメージを、図3.1に示す。本年度は、昨年度の実証成果を踏まえ、ユースケースに応じた共通認証プラットフォームを設置することとし、「健康保険資格のオンライン確認」、「電子私書箱を活用したワンストップサービス」及び「ケーブルテレビ等による利用者認証」及びその他個人番号カードに普及に資する実証を行う。

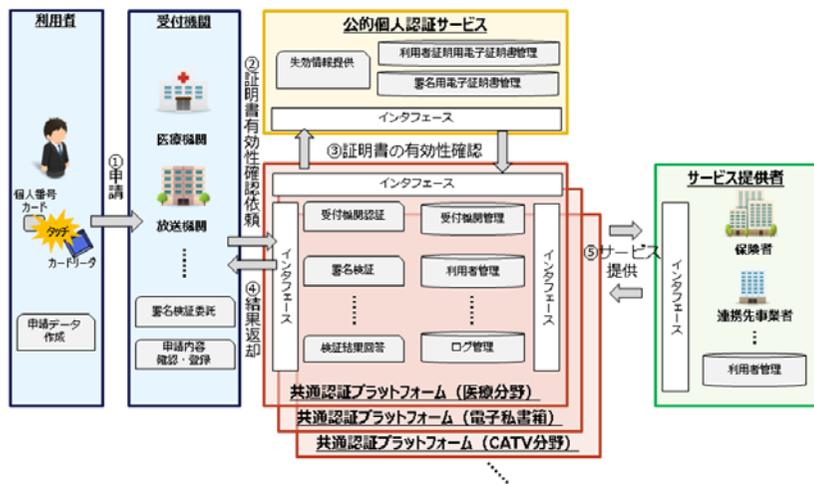


図3.1 基本的なシステム構成イメージ

3.2 前提条件

(1) 共通認証プラットフォームの構築

各ユースケースにおいて、認証プラットフォーム事業者が、JLISとの間で電子証明書の有効性の確認等を行うこと。

JLISが提供する公的個人認証サービスの本番システムにアクセスする場合、総務大臣から署名等検証者の認定を取得した、あるいは取得する予定の者とする。

(2) 個人番号カードの要件

本実証では、モニターの署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書の有効性について確認するため、モニターには、原則として、来年1月から交付される個人番号カードを使う前提で実証に参加してもらうこと。

ただし、モニターからの申し出や実証地域の地方公共団体との調整等により、本番の個人番号カードでの実証が困難である場合は、JLISが試験環境用に用意するテストカードあるいは以下の要件を満たす模擬カードを作成の上実証を行うこと。その際は、主管課と協議の上、決定すること。

【模擬カードの要件】

ア 形状とサイズ

- ・ISO/IEC 7816に準拠しているカードであること

イ インターフェース

- ・コンピ型（接触・非接触型両用タイプ）であること
- ・接触インターフェースは、ISO/IEC 7816に準拠していること
- ・非接触インターフェースは、ISO/IEC 14443 Type-Bに準拠していること

ウ 不揮発性メモリ容量

- ・128キロバイト以上であること

エ セキュリティ

- ・暗号危殆化に対応していること
(RSA2048ビット、AES、SHA-256)
- ・ICチップこじ開けなど、物理的・電氣的攻撃によりカード内の情報を読み出そうとする行為に対し、情報読み出し、又は解析されないような仕組み（耐タンパ性）を有すること

オ カードアプリケーション

- ・マルチアプリケーションカードであること
- ・署名用証明書とその秘密鍵、利用者証明用証明書とその秘密鍵を保持し、署名用秘密鍵を用いて署名用データを生成する電子署名機能、利用者証明用秘密鍵を用いて利用者証明用データを生成する電子署名機能を有するカードアプリケーションを搭載可能なこと

(3) 公的個人認証サービスの要件

本実証では、原則として、来年1月から交付される個人番号カードを用いることを前提とするため、JLISが提供する公的個人認証サービスも本番システムを用いて実証を行うこと。

ただし、やむを得ず、模擬環境を構築する必要がある場合には、JLISが試験環境用に用意するテスト環境、あるいは以下の機能要件を具備した公的個人認証サービス（模擬）を整備すること。構築にあたっては、昨年度の実証成果を活用すること。

【公的個人認証サービス（模擬）の要件】

ア 本人確認業務

公的個人認証サービス（模擬）が本人確認業務を行う上で具備すべき機能を、表3.2.1に示す。

表3. 2. 1 公的個人認証サービス（模擬）に必要な機能（本人確認）

項番	機能	機能概要
1	署名用証明書失効確認受付機能	共通認証プラットフォーム事業者から、署名用証明書の失効情報を受領するための依頼を受け付ける機能
2	署名用証明書失効情報確認結果回答機能	共通認証プラットフォーム事業者から、受領した署名用シリアル番号をキーに、署名用証明書の失効情報を参照し、その結果を共通認証プラットフォーム事業者に送付する機能
3	利用者証明用シリアル番号要求受付機能	共通認証プラットフォーム事業者から、利用者証明用シリアル番号を署名用シリアル番号との紐付け情報により取得する要求を受け付ける機能
4	利用者証明用シリアル番号提供機能	共通認証プラットフォーム事業者に利用者証明用シリアル番号を送付する機能
5	自己署名証明書情報提供機能	自己署名証明書に関する以下内容を行う機能 ・共通認証プラットフォーム事業者から、自己署名証明書の取得依頼を受け付ける ・共通認証プラットフォーム事業者に自己署名証明書を送付する

イ 資格確認業務

公的個人認証サービス（模擬）が資格確認業務を行う上で具備すべき機能を、表3. 2. 2に示す。

表3. 2. 2 公的個人認証サービス（模擬）に必要な機能（資格確認）

項番	機能	機能概要
1	利用者証明用証明書失効確認受付機能	共通認証プラットフォーム事業者から、利用者証明用証明書の失効情報を受領するための依頼を受け付ける機能
2	利用者証明用証明書失効方法確認結果回答機能	共通認証プラットフォーム事業者から、受領した利用者証明用シリアル番号をキーに、利用者証明用証明書の失効情報を参照し、その結果を共通認証プラットフォーム事業者に送付する機能
3	自己署名証明書情報提供機能	自己署名証明書に関する以下内容を行う機能 ・共通認証プラットフォーム事業者から、自己署名証明書の取得依頼を受け付ける ・共通認証プラットフォーム事業者に自己署名証明書を送付する

ウ 変更確認業務

公的個人認証サービス（模擬）が変更確認業務を行う上で具備すべき機能を、表3. 2. 3に示す。

表3. 2. 3 公的個人認証サービス（模擬）に必要な機能（変更確認）

項番	機能	機能概要
----	----	------

1	署名用失効情報取得依頼受付機能	共通認証プラットフォーム事業者から、署名用証明書の失効情報の取得依頼を受け付ける機能
2	署名用失効情報提供機能	共通認証プラットフォーム事業者に署名用証明書の失効情報を送付する機能

3. 3 非機能要件

本実証で構築する共通認証プラットフォームでは、本番の個人番号カード、及びJ L I Sが提供する公的個人認証サービスの本番システムの利用が前提であることから、以下の非機能要件を満たすこと。

(1) セキュリティ要件

ネットワーク上を流通する情報に対して、機密性や秘匿性に応じた暗号化や漏えい対策を行うこと。

(2) 性能要件

本人確認等の処理について、応答目標時間を設定して設計を行うこと。具体的な応答時間については、昨年度の実証結果を踏まえ、主管課と協議の上、決定すること。

(3) 標準技術の採用

OS、ミドルウェア、データベース、開発言語は一般的に広く使用されている標準技術を用いること。

技術者の確保が容易で、広く普及している業界標準技術を積極的に採用すること。

また、共通認証プラットフォームの実用化に向けて、以下の非機能要件についても検討することが望ましい。

(1) 拡張性要件

アプリケーションフレームワークを採用する場合は、オープンソースソフトウェアを極力採用し、拡張・変更時の追加ライセンスを発生させないこと。システムに変更を加える際の影響範囲を局所化できる構成を検討すること。

(2) ログ管理

実証期間中の不正利用や不正アクセスを検知するために必要なログについて検討すること。

3. 4 検証項目

(1) 健康保険資格のオンライン確認の検証

本実証では、医療機関受診時における個人番号カードを活用してオンラインによる健康保険資格の即時確認の実現に向けて課題の解決策を検討する。

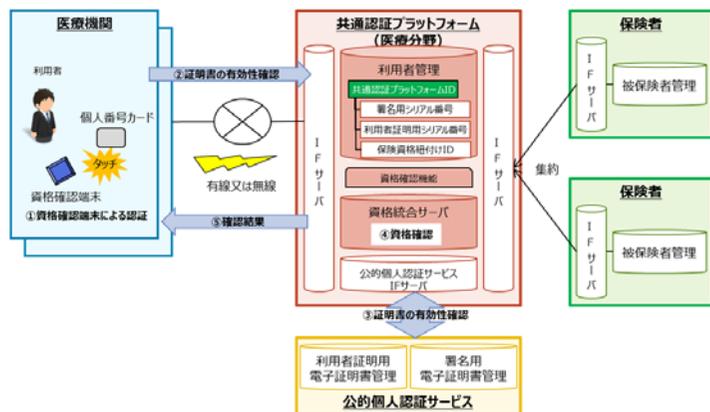


図 3. 4. 1 健康保険資格のオンライン確認のイメージ

昨年度の実証では、診療報酬請求の返戻事務処理削減に効果が期待できるといった評価が得られた。一方、個人番号カードを活用したオンラインによる資格確認の実運用に向けた課題としては、端末設置場所の確保や、電源や通信回線が不十分な事態にも配慮した、環境に依存しない資格確認手法の検討、資格確認受付時におけるレスポンス性能の向上に向けた検討、セキュリティを確保した運用の在り方の検討が挙げられた。また、共通認証プラットフォームの実運用に向けた課題として、複数医療機関が接続された場合での効果検証が挙げられた。

そこで、本実証では、昨年度の実証成果を踏まえ、これらの課題の解決を図るため、以下の検証を実施する。

ア 医療機関での健康保険資格のオンライン資格確認端末機能の実装

無線技術の活用等、医療機関のオンライン資格確認端末等は、医療機関に負担がかからないよう、業務フロー、性能、コスト、セキュリティ、ネットワーク環境、障害時の影響等に配慮して設計すること。

イ 共通認証プラットフォーム機能の実装

医療機関と共通認証プラットフォームとの接続条件を明確化するとともに、複数の保険者、複数の医療機関との接続検証及びそれに伴う保険資

格情報項目の共通化の検討を行うこと。加えて、簡易な利用者の登録方法、保険者間の異動に伴うデータ反映についての課題を抽出し、それらの課題に対する技術面、制度面、及び運用面の検討を行うこと。

上記をふまえ、共通認証プラットフォーム事業者の機能要件の明確化・運用ルールを策定すること。

(2) 電子私書箱を活用したワンストップサービスの検証

昨年度は、公的個人認証サービスの変更確認機能を活用した引越一斉通知ワンストップサービスを実証した。

電子私書箱は、利用者と事業者間での情報の流れに着目すると、表 3. 4. 1 に示すように 4 パターンに分類でき、昨年度の引越一斉通知ワンストップサービスは、パターン 1 に該当する。電子私書箱の実用化に向けて本年度はパターン 4 のユースケースを用いて、電子私書箱が具備する機能の明確化を図るとともに、電子私書箱を介した複数の事業者等への申請手続きなどのワンストップサービスの実現方式を検討する。

表 3. 4. 1 情報の流れの分類例

パターン(経路)	概要	具体的なコンテンツ例
パターン1 利用者発信による双方向通信 ※一方通信(①のみ)のケースもあり		①利用者手続き情報(申込等)を、行政機関/事業者に送付する ②行政機関/事業者は結果を利用者に通知・送付する ・住所/氏名等の変更届
パターン2 行政機関/事業者発信による二方向通信		①行政機関/事業者にて発行した情報(通知等)を、利用者に送付する ・定期預金の満期案内 ・明細書 ・契約締結前交付書面 ・給与明細 ・証券関係の報告書 ・お知らせ、パンフレット等
パターン3 行政機関/事業者発信による双方向通信		①行政機関/事業者にて発行した情報(証明書等)を、利用者に送付する ②利用者は意見/要望/確認結果を当該行政機関/事業者に通知する ・年金保険の受給者への現況確認届 ・請求書/支払い通知書
パターン4 利用者発信による双方向通信および第三者への提供 ※利用者発信(①)が無く、行政機関/事業者発信(②)から始まるケースもあり		①利用者からの証明書等の発行申請を、行政機関/事業者に送付する ②行政機関/事業者にて発行した情報(証明書等)を、利用者に送付する ③上記②にて電子私書箱に保存された情報(証明書等)を、第三者へ提供する ・生命保険料控除証明 ・住宅ローンの残高証明書 ・遺照徴収 ・診断書 ・領収書等

パターン 4 の事業者等が発行する証明書等を、電子私書箱を介して第三者の事業者等へ提出するユースケースの実現に向けては、電子私書箱において証明書発行者を確認し、第三者へ保証する仕組みの実現が課題である。そこで、本実証では、昨年度の実証成果を踏まえつつ、これらの課題の解決を図るため、以下の検証を実施する。

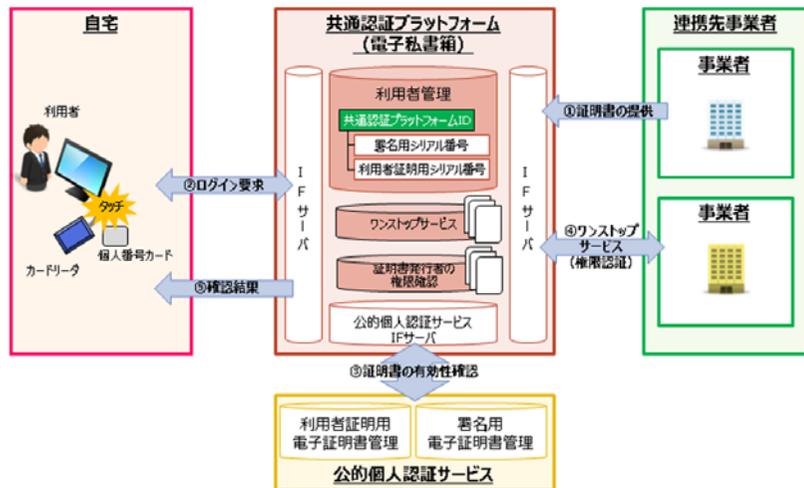


図3. 4. 2 電子私書箱を活用したワンストップサービスのイメージ

ア 電子私書箱機能の明確化

本実証では、電子私書箱を有効に活用できるユースケースを具体化し、電子私書箱を介して行う利用者-連携先事業者等の手続きの実現に向けた検討を行い、電子私書箱が有すべき機能を明確化すること。

なお、ユースケースは、主管課と協議の上、事業者等が発行する証明書等について、電子私書箱を介して第三者の事業者へ提出するユースケースで行うこと。

イ 証明書発行者の権限確認

証明書発行者の権限確認を実現するため、電子私書箱は、証明書発行者の委任関係を確認し、証明書の真正性を保証する仕組みを検討すること。あわせて、連携先事業者が証明書を電子私書箱に送付する際の運用ルールを策定すること。

ウ 電子私書箱と連携先事業者間のインターフェース

事業者等が発行する証明書等について電子私書箱を介して第三者の事業者へ提出するユースケースにおいて、証明書を発行した事業者と電子私書箱との間でのインターフェース仕様（通信方式、データ形式、接続方式等）、電子私書箱と第三者の事業者との間でのインターフェース仕様（通信方式、データ形式、接続方式等）を検討すること。あわせて、証明書の電子交付に係る制度面での課題を洗い出すこと。

(3) ケーブルテレビ等からの利用者認証サービスの提供検証

昨年度は、テレビのセットトップボックス（以下「STB」という。）に外付けのカードリーダーを使ってテレビからの利用者認証サービスの有効性について検証を行ったところ、利用者の手元に近いリモコン操作に対する期待が高かった。加えて、更なる利便性向上に向けては、利用者の利益になる情報を提供する通知サービスへの期待が高い。

そこで、本年度の実証では、昨年度の実証事業の発展、あるいは(1)(2)の課題検証と組み合わせる等により、テレビ等からの個人番号カードを使った効果的なユースケースの下、以下の検証を行うこと。

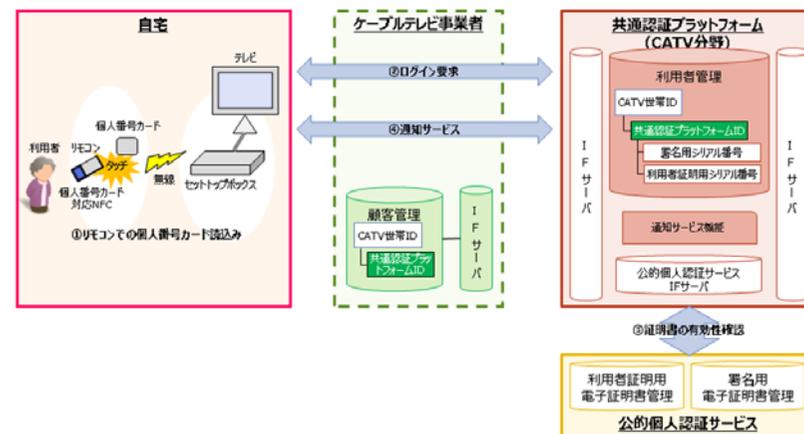


図3. 4. 3 ケーブルテレビ等からの利用者認証サービスのイメージ

ア リモコン及びSTBにおける個人番号カードの読取り、認証機能の搭載
リモコンは、個人番号カードの読み取り操作が簡便な形状とし、STBは業界動向に配慮した公的個人認証サービスモジュールを適用すること。また、リモコンとSTB間の通信方式では、複数種類の既存STBとの通信が可能な方式とすること。

イ 通知サービス機能の実装

通知サービス機能については、個人のプライバシー等を考慮したケーブルテレビ向けの通知方法の在り方を検討の上、共通認証プラットフォーム上に実装すること。加えて、当該サービスは、STB側での制御が必要になると想定されることから、STBの改修、並びにSTBと共通認証プラットフォーム間のインターフェース仕様（通信方式、データ形式、接続方式等）を検討すること。

(4) その他個人番号カードの普及に資する検証の提案

その他、効果的な個人番号カードの普及促進に資するユースケースを提案し、当該サービス提供を行う上で共通認証プラットフォームが実装すべき機能、インターフェース仕様（通信方式、データ形式、接続方式）について検討すること。

加えて、「クレジット決済における本人確認」については、引き続き実用化に向けた検討をすること。

3. 5 実証要件

(1) 実証フィールド

3. 4. (1)～(4)での全ユースケース合わせて2以上の地方公共団体を選定すること。

(2) 実証期間

実証は、来年1月の個人番号カード交付以降、3週間以上実施すること。

(3) 参加主体

実証に参加するモニターは、年代、性別等その属性情報について幅広く網羅すること。モニター数は、全ユースケース合計100名以上確保することとし、提案において具体的に明記すること。

また、提案にあたって、以下の団体等と協力体制を築くこと。

- ・健康保険資格のオンライン確認では、健康保険組合や国民健康保険等の2社以上、医療機関等の2か所以上と連携すること
- ・電子私書箱を活用したワンストップサービス検証では、電子私書箱と連携するサービス事業者の2社以上と連携すること

(4) 実証体制

- ・実証体制、実証スケジュール、予算計画等を含めて実証の実施計画が無理なく効率的に組まれており、実証の確実な実施・運営が見込めること
- ・本実証において、関係する地方公共団体、業界団体の協力が得られていること。その際、協力が得られた実証参加団体から、本実証への参加を合意したことを証明する書類（合意書等）を提出すること

4 実証事業の進め方

(1) 実施計画書の作成

請負者は、契約締結後、速やかに「実施計画書」（実施体制図、実施計画及び具体的手法等を含む。）を主管課に提出し、承認を得ること。

(2) 進捗管理

請負者は、各ユースケースの作業進捗状況を定期的に確認し、作業上の問題点を早期に把握し、予定期間内に作業を終了させるよう調整すること。具体的には、課題管理表（課題内容、対応者、対応方針、対応結果等）を作成した上で、課題管理の実施・確認を行うこと。主管課への進捗報告は、2回/月程度実施すること。

(3) 協議会の開催

- ・本業務の実施にあたっては、実証参加者と協力体制を構築した上で行う事業とするため、請負者は、各ユースケースの事業に参加する保険者、サービス提供事業者、実証フィールドの地方公共団体などから構成される運営協議会を設置すること
- ・本運営協議会では、本事業の実施に当たり、モニターの募集、モニター等へのアンケート・ヒアリング内容の検討、実証実験終了後の継続運用に向けた検討を行うこと
- ・請負者は、協議会を開催するための事前準備（会議場所の確保、関係者との連絡調整、会議資料の作成等）を行うとともに、会議当日の会議運営（会議場所の設営・撤収、議事録の作成、その他運営に必要な手配等）を行うこと
- ・本運営協議会では、実証検証会を開催し、実証の実施状況や成果について意見交換を行うこと

5. 納入等

5. 1 納入成果物

- | | |
|------------------------------|----|
| ① 報告書概要版（A4版、パワーポイント）30ページ程度 | 2部 |
| ② 報告書（A4版、簡易製本、）100ページ程度 | 2部 |
| ③ ①及び②を格納した電子媒体 | 2部 |
| ④ 普及啓発用映像データを格納した電子媒体 | 2部 |

本事業の報告書では、少なくとも以下を含むこと。

(1) 実証の概要

- ① 実証の目的
- ② 実証内容（ユースケースの概要、システム構成及び機能）
- ③ 各ユースケースのシステムの導入経費、改修経費及び運用経費

④ 各ユースケースの運用方法（フロー、運用規則等）

(2) 課題に対する解決方策及び期待される効果

- ① 26年度実証で導出された課題に対する解決策の提示
- ② 27年度実証での定量的・定性的効果データ（導入コスト、導入により期待される効果）

(3) 実証実験終了後の継続運用に向けた検討

- ① 実証フィールドにおける継続運用計画の策定

5. 2 納入期限

平成28年3月31日（木）

ただし、報告書については、実証実験参加関係者の了解を得た上で、納入すること。

5. 3 納入場所

総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課

6 入札者に求める要件

入札者は、本実証に応札するにあたって、以下の要件を満たすこと。

- ① 本実証の遂行及び本実証の成果の普及展開に必要な専門知識・経験を有する要員が確保され、地方公共団体、業界団体等の協力のもと、本実証の遂行について確実に実施される体制が整備されていること。それが確認できる実施体制図等を提出すること
- ② 納入期限までに本実証を完了するための合理的な計画を策定していること。契約後、請負者は、別途「実施計画書」を主管課に提出すること
- ③ 平成26年度の実証「放送・通信分野等における公的個人認証サービス民間活用実証に係る請負報告書」を有効に活用していること

7 知的財産権等

- ① 請負者は、本契約に関して総務省が開示した情報及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。ただし公知の情報及び請負者自らが本業務外で既に入手しているものと認められる情報を除く。また、当該情報は、書面あるいは媒体に秘密である旨記載される。なお、当該情報を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に主管課に承認を得ること

- ② 本契約の納入成果物に対する、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権及びノウハウ（営業秘密）は総務省に帰属し、総務省が独占的に使用するものとする。ただし、請負者は、本契約の納入成果物に対する著作権又はノウハウ（営業秘密）を自ら使用又は第三者をして使用させる場合は、総務省と別に定める使用許諾契約を締結するものとする。なお、請負者は総務省及び納入成果物を二次使用（複製、改変、頒布、公衆送信等、二次的に使用する一切の行為をいい、商用目的での使用も含む。以下同じ。）する総務省以外の者に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また第三者をして行使させないものとする

- ③ 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、総務省が特に使用を指示した場合を除き、総務省が総務省以外の者に二次使用を許諾することを含めて、使用許諾を可能な限り当該第三者から取得すること。その際、使用許諾の取得に必要な費用が発生する場合は当該費用を負担すること。また、納入成果物は、総務省以外の者が二次使用できる箇所と二次使用できない箇所とが明確に区別できる形とし、総務省以外の者が二次使用できない箇所については、二次使用ができない理由を明記して納入するものとする

- ④ 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら総務省の責めに帰す場合を除き、請負者の責任、負担において一切を処理すること。この場合、総務省に係る紛争等の事実を知ったときは、請負者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を請負者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする

- ⑤ 総務省は、請負者が以下ⅠからⅣのいずれの規定も遵守することを、総務省の指定する様式により、書面で総務省に届け出た場合、本件業務においてなされた発明等に係る知的財産権を請負者から譲り受けけないものとする

Ⅰ 請負者は、本件業務に係る発明等を行った場合には、遅滞なくその旨を総務省に報告する

Ⅱ 請負者は、総務省が本件業務に係る知的財産権が公共の利益のために特に必要があるものとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を総務省に許諾する

Ⅲ 請負者は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、総務省が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する

Ⅳ 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって、政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすお

それがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ総務省の承認を受けることを請負者が約すること

なお、総務省は、請負者が上記で規定する書面を提出しない場合、請負者から当該知的財産権を譲り受けるものとする。請負者は、書面を提出したにもかかわらず上記の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと総務省が認める場合、当該知的財産権の追加費用を請求することなく総務省に譲り渡さなければならない。

また、請負者が書面を提出したにもかかわらず上記の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと総務省が認められる場合、当該知的財産権を無償で総務省に譲り渡さなければならない。

8 その他

- ① 提案書類を評価する者が、特段の専門知識及び商品に関する一切の知識を有することなく評価が可能となるような提案書類を作成すること
- ② 本実証に関わる既存の団体・事業者における実証費用については、請負者が関係者各社と調整し、予見積りに含めること
- ③ 本仕様書内容及び解釈等について不明な個所がある場合、その他特に必要がある場合は、事前に主管課と協議し、決定、解決すること。この場合、当該協議に関する議事録を作成し、主管課の確認を受けること
- ④ 実証実験終了後の機器等の取扱い
本実証実験に使用するシステム、施設、設備等については、実証実験終了後における取扱いについては、主管課と別途協議の上、適切な処理を図ること。
- ⑤ 本仕様書に係る疑義については、主管課（TEL：03-5253-5735）まで問い合わせること